

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニックン (有)ニックン
 住所 〒639-0213 奈良県北葛城郡上牧町米山台1-3-10
フリガナ 代表者氏名 ダイエョウトリシマリヤク ハマグチ タダシ 代表取締役 濱口 忠
 電話番号 0745-56-5969
 FAX番号 0745-56-5966
 メールアドレス nikkan2936@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 13 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	レ	22	広陵町 上下水道事業管理者	レ
2	大和高田市 上下水道事業管理者	レ	9	生駒市 水道事業管理者	レ	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	レ
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	レ	17	磯城郡 水道企業団企業長	レ	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	レ	11	葛城市 上下水道事業管理者	レ	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者	レ			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者	レ			

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 6 日

届出者

氏名又は名称 (有) ニッカン

住所 奈良県北葛城郡上牧町米山台1-3-10

代表者氏名 代表取締役 濱口 忠

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 ^{ニッカン} ニッカン		
住所	〒 奈良県北葛城郡 ⁶³⁶⁻⁰⁰⁵⁵ 河合町西穴開48-3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{ハマグチ 忠} 濱口 忠		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表取締役変更	濱口 福三郎	濱口 忠	
取締役		濱口 福三郎	
取締役		濱口 澄子	
取締役		濱口 忠	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 2 月 6 日

申請者

氏名又は名称	有限会社 ニッカン
住 所	奈良県北葛城郡上牧町米山台1-3-10
代表者氏名	代表取締役 濱口 忠

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号
有限会社ニッカン

会社法人等番号	1500-02-009245	
商号	有限会社ニッカン	
本店	奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会社成立の年月日	平成7年3月22日	
目的	1. 上下水道工事請負及び配管の清掃業 2. 土木建築工事の設計・監理・請負業 3. 浄化槽の設計・施工・販売・維持管理業務 4. 上記各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
役員に関する事項	奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号 取締役 濱口福三郎	

奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号
有限会社ニッカン

	奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号 取締役 濱口澄子	
	奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇48番地3 取締役 濱口忠	令和 5年12月 1日就任
		令和 5年12月 7日登記
	<u>代表取締役</u> 濱口福三郎	令和 5年12月 1日辞任
		令和 5年12月 7日登記
	代表取締役 濱口忠	令和 5年12月 1日就任
令和 5年12月 7日登記		
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 2月 5日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

畑 山 尚 江



款 定 証 認

会社保存原本

奈良県大和高田市大字大冲98番地
(市役所東隣おがわビル3F)

高田公証役場

公証人 宇田川秀信

電話・大和高田(0745)22-7166

有限会社 ニ ッ カ ン 定 款

この定款は、当社の現行の定款に相違ありません。

令和 6 年 2 月 6 日

有限会社 ニッカン

代表取締役 濱口 忠



平成 7 年 3 月 日 作成
年 月 日 公 証 人 認 証
年 月 日 会 社 成 立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、有限会社 ニ ッ カ ン
と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事請負及び配管の清掃業
2. 土木建築工事の設計・監理・請負業
3. 浄化槽の設計・施工・販売・維持管理業務
4. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県北葛城郡上牧町
に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金 300万 円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを 6 0 口に分ち、出資1口の金額は、金 5万 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号

濱口 福三郎

出資口数 30 口

奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号

濱口 澄子

出資口数 20 口

奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目3番10号

濱口 忠

出資口数 10 口

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当社は、毎年 4 月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議 事 録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(員 数)

第13条 当社には、取締役 2 名及び監査役 1 名を置く。

(資 格)

第14条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の社員の中から選任する。
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第15条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年
2月末日までの1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取 締 役 濱 口 福 三 郎

取 締 役 濱 口 澄 子

監 査 役 濱 口 忠

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成 8 年
2 月 末 日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令に
よるものとする。

以上 有限会社 ニ ッ カ ン を設立するため、
この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成 7 年 3 月 15 日
8 12 1

社員

濱 口 福 三 郎



濱 口 澄 子



濱 口 忠

